五

養老及失業保険制を制定せよ、 説明者 小山寿夫

主文（養老年金制）

我国現下の極度に逼迫せる国民生活の現状に照し我等は養老年金制を速に断行せん事を期す。

理由 省略

要綱

一、五十才以上我国籍を有し 二、四十五年以上我国家に居住し 三、満六十才以上にして

四、貧困なる者は国家に養老年金支給を請求する権利を有す。犯罪者に対しては一定の制限を設けて除外し又は年齢を延長す。

一、[illegible] 主文（失業保険制）

現在の社会経済制度の下においては失業は根絶すべからざる社会病患の一なり 然るに世界を挙げて資本主義経済制度は[illegible]失業者の[illegible]社会生活の困窮を今日の如く甚しきを見ず、我等は失業者の最低生活を保障すべきものなるを認め其の対策の一として失業保険制の即時断行を期す。

理由 省略

四、保護金制の撤廃

五、投票日の公休

六、撤廃せる不在投票制の確立

実行方法 新中央執行委員会一任。

五、労働組合法の制定（要綱）

一、組合結成は之を法認すること

二、団体交渉権を確認すること

三、組合員の制限を撤廃し組合員は同一又は類似の職業及産業の労働に限らざる事

四、個人組織を規定せざる事

五、労働組合は団体行動によりて雇傭主に生ぜしめたる損害の責任を負はざる事

六、団結の目的に対する雇主の行為を犯罪行為として規定する事

七、団結を成す[illegible]に対し民事上の責任を科する事

八、事業[illegible]労働者に対し常用労働者と同権の団結権を認むる事

九、組合会議の決議の取消、規約の変更、組合の解散其の他一切の処分を[illegible]